

技能労務職員等の給与等の見直しに向けた取組方針

1 現 状

① 職種別的人数・平均年齢・平均給与等及び民間データ（平成20年4月1日現在）

区 分	土 岐 市				民 間			参 考
	職員数	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額 (A)	民間の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	A/B
全 体	111人	46.2歳	248,068円	287,404円	—	—	—	—
うち 清掃職員	40人	39.2歳	245,280円	299,952円	廃棄物処理業従業員	43.6歳	299,700円	1.00
うち 学校給食調理員	29人	48.8歳	256,828円	281,713円	調理士	42.2歳	284,300円	0.99
うち 学校給食以外の調理員	14人	51.2歳	249,071円	268,913円	調理士	42.2歳	284,300円	0.95
うち その他職種	28人	51.0歳	242,479円	284,616円	—	—	—	—
岐阜県	377人	50.9歳	330,055円	364,030円	—	—	—	—
国	5,193人	48.8歳	287,094円	320,514円	—	—	—	—
類似団体	52人	48.7歳	295,059円	335,779円	—	—	—	—

※「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、超過勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものです。

※民間データは、賃金構造基本統計調査の数値（平成17年～19年の平均）を使用しています。

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較については、年齢、経験年数、業務内容、雇用形態等の点において、完全に一致するものではありません。

② 職種別・年齢別職員数

区 分	21～	25～	29～	33～	37～	41～	45～	49～	53～	57～	計
	24歳	28歳	32歳	36歳	40歳	44歳	48歳	52歳	56歳	59歳	
全 体	1人	4人	8人	14人	11人	6人	15人	12人	19人	21人	111人
うち 清掃職員	—	4人	5人	8人	8人	5人	5人	2人	1人	2人	40人
うち 学校給食調理員	—	—	1人	4人	2人	—	4人	7人	5人	6人	29人
うち 学校給食以外の調理員	—	—	—	—	—	1人	4人	2人	4人	3人	14人
うち その他職種	1人	—	2人	2人	1人	—	2人	1人	9人	10人	28人

③ 給料表の状況

本市では、技能労務職の給料表について、行政職給料表（国家公務員行政職俸給表（一）に準じたもの）の1級から3級までを使用しています。

④ 技能労務職に係る特殊勤務手当の状況

特殊作業勤務手当

し尿の収集、運搬に従事した場合、1日につき1,200円

し尿の処理の作業に従事した場合、1日につき900円

ごみの収集、運搬又は処理の作業に従事した場合、1日につき900円

火葬の業務に従事した場合、1体につき1,000円

給食センターに勤務する職員で、運搬の業務に従事した場合、1日につき200円

特殊養護手当

恵風荘に勤務する職員が、疾病又は肢体不自由老人の養護に従事した場合、1日につき100円

2 今後の取り組みに向けた基本的な考え方

現在の厳しい行財政環境下にあつて、地方公共団体は高度化・多様化する住民ニーズに的確に対応できるよう、最小の経費で最大の効果を発揮するという地方自治運営の基本原則に立ち、本市では、平成17年度を基準年度とし平成22年4月1日までの期間の行政改革の推進のための「土岐市集中改革プラン」を実行中です。

また、別に策定した第3次土岐市定員適正化計画では、平成22年4月1日の職員数を平成17年4月1日現在の職員数に比べ28人削減することとしています。

これらの計画を着実に実行するために、技能労務職員の職場体制や事務事業の見直しを図りながら、職員の適正配置を行うとともに給与水準の適正化に努めてまいります。

3 具体的な取り組み内容

① 給料表に関する事項

現在技能労務職員には行政職給料表の3級までを使用しています。技能労務職員に行政職給料表を使用していることは、該当職員に対する優遇ではないかとの批判もありますので、平成22年度を目途に、国家公務員俸給表(二)に準じた行政職給料表(2)を作成し、該当職員の給料を新たな給料表に基づくものに切替えます。

② 手当に関する事項

特殊勤務手当については、平成18年度に一部手当の廃止、支給額の引き下げ・支給方法の見直し(月額支給から勤務実績に応じた日額支給への変更)等を行いました。

今後も国・県の動向や、近隣自治体の推移を見極めながら、人事院勧告等を注視し、継続的に見直しを行います。

③ 昇給・昇格に関する事項

現在適用している昇格基準については、新たな給料表の導入にあわせて見直しを行います。

また、昇給については、一般行政職から順次導入を予定している人事評価制度を技能労務職員についても適用することとし、職務遂行能力や勤務実績を的確に把握・評価することにより公務能率の向上や公務運営の活性化を図るとともに、適切な昇給制度の運用を行います。

④ 職員採用に関する事項

技能労務職員については、民間委託が困難である業務を除き退職者の補充を行わず、技能労務職員の人事異動・職種転換や臨時職員の活用等により対応することとします。

4 その他

本市では、これまでも様々な事務事業の分野で民間委託等を進めてきましたが、今後も市民サービスの維持・向上と財政的効果を主眼に技能労務職員が担っている業務を検討し、民間委託が適切なものについて推進するとともに、指定管理者制度の活用を図っていきます。